

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和二年四月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和元年八月二十三日奈良県指令建第一〇四―四六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年四月二十日建第九六二二号  
公共施設に関する工事の検査済証 令和二年四月二十日建第五六〇〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒市壱分町一七三番一、一七三番三、一七三番四、一七三番五、一七三番六、一七三番七、一七三番八、一七三番九、一七三番一〇、一七三番一一、一七三番一二、一七三番一三、一七三番一四、一七三番一五、一七三番一六及び一七三番一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目一番三〇号

積水ハウス不動産関西株式会社 代表取締役 北田康

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市壱分町一七三番一及び一七三番三

水路 生駒市壱分町一七三番四

一 許可番号

令和二年二月十七日奈良県指令建第一〇四―一五〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年四月二十日建第九六二二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市旭ヶ丘五丁目二四番一、二四番二、二四番四、二四番五、二四番六、二四番七、二四番八、二四番九、二四番一〇、二四番一一、二四番一二、二四番一三、二四番一四、二四番一五、二四番一六、二四番一七、二四番一八、二四番一九、二四番二

〇、二四番二一、二四番二二、二四番二三、二四番二四、二四番二五、二四番二六、二四番二七、二四番二八及び二四番二九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市今泉四二〇番地五

楠本由人

一 許可番号

令和元年十一月二十七日奈良県指令建第一〇四―八三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年四月二十日建第九六二二三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市竹内六三八番及び六三九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市竹内二二九番八 フィオーレB一〇一

勝井敏光

一 許可番号

令和元年十二月二十日奈良県指令建第一〇四―一二八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年四月二十一日建第九六二二四号

公共施設に関する工事の検査済証 令和二年四月二十一日建第五六〇一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市杣之内町元山口方三九一番一、三九一番五の一部、三九一番六、三九一番七、三九一番八、三九一番九、三九一番一〇、三九一番一一、三九一番一二、三九一番一三、三九一番一四、三九一番一五、三九一番一六、三九一番一七、三九一番一八、三九一番一九及び三九一番二〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市別所町八〇番地六

株式会社あつやホーム 代表取締役 丸山好一

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 天理市柚之内町元山口方三九一番一及び三九一番五の一部

下水道 天理市柚之内町元山口方三九一番一の一部及び三九一番六